

青森県報

第三千七百四十三号

平成二十五年
九月十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 公安委員会
警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全課) ……二

告 示

青森県告示第六百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所
名称所在地	指定期日

社会福祉法 人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	特定施設 入居者生	堀口ひばり	三沢市大字三沢二丁目一六四の二	平成 二五年 九一
---------------	---------------	--------------	-------	-----------------	-----------------

特定非営利 活動法人和 田	十和田市稲生町一三の七	通所介護	デイサービス アイリス	十和田市西十五番町三〇の六	二五年 九一六
---------------------	-------------	------	----------------	---------------	------------

株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二丁目一五の七	訪問看護	ピリブ訪問 看護八戸訪 問中央	八戸市類家四丁目八の一	二五年 九一
------------------------	--------------	------	-----------------------	-------------	-----------

株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二丁目一五の七	訪問入浴 介護	ピリブ入浴 介護八戸訪 問中央	八戸市類家四丁目八の一	"
------------------------	--------------	------------	-----------------------	-------------	---

株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二丁目一五の七	福祉用具 貸与	ピリブ福祉 用具八戸福 中央	八戸市類家四丁目八の一	"
------------------------	--------------	------------	----------------------	-------------	---

株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二丁目一五の七	特定福祉 用具販売	ピリブ福祉 用具八戸福 中央	八戸市類家四丁目八の一	"
------------------------	--------------	--------------	----------------------	-------------	---

青森県告示第六百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期日
特定非営利 活動法人和 田	十和田市稲生町一三の七	通所介護	デイサービス アイリス	平成 二五年 九一六

株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二 丁目一五の七	介護予防 訪問入浴 介護	ビリーブ訪 問看護八戸 中央	八戸市類家四 丁目八の一	三五〇・一
株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二 丁目一五の七	介護予防 福祉用具 貸与	ビリーブ福 祉用具八戸 中央	八戸市類家四 丁目八の一	"
株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二 丁目一五の七	介護予防 訪問入浴 介護	ビリーブ訪 問入浴八戸 中央	八戸市類家四 丁目八の一	"
株式会社ビ リーブケア サポート	青森市古川二 丁目一五の七	特定介護 予防福祉 用具販売	ビリーブ福 祉用具八戸 中央	八戸市類家四 丁目八の一	"

青森県告示第六百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十五年九月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年三月十六日青森県告示第二百四十一号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年三月十六日青森県告示第二百四十

一号）の事業地のうち、八戸市大字長苗代字二日市、字幕ノ内、字化石及び字前田並びに大字尻内町字平中下、字家口田及び字六百刈地内において事業地を変更する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十七号

警備法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十五年十一月六日（水）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検

定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十五年十月一日（火）から同月十八日（金）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあっては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

る書面

- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉
 - (四) 旧合格証の写し
 - 5 審査手数料
四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。
- 五 審査事項等
- 1 学科試験
 - (一) 警備業務に関する基本的な事項
 - (二) 法令に関すること。
 - (三) 警備業務の実施に関すること。
 - (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - 2 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - 3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
 - 4 審査に関する留意事項
審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。
- 六 審査申請に関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭